東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年 9月27日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 9月27日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室固定電話において、4台中1台の受話器に使用不能であることが認められたため、当該受話器を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気だめ(自動)安全弁において、微量の空気の漏えい(汚染無し)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気だめ(自動)一次及び二次排水弁において、微量の空気の漏えい(汚染無し)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	換気空調系高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備給気フィルター差圧指示計において、指示不良(指示計の固着)が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理。	GⅢ	